

高松市ひとり親家庭子育て支援事業のご案内

ひとり親家庭等を対象に、たかまつファミリー・サポート・センター（以下「センター」と言います。）の援助活動の利用料の一部を市が補助することにより、ひとり親家庭等の子育ての負担軽減を図る事業です。

○ 対象となる方

生後6か月から小学校6年生までの児童を養育している高松市にお住まいのひとり親等のうち、センターのおねがい会員登録をしており、市税を滞納していない方が対象です。

○ 補助事業の内容

センター事業の利用料金の一部（児童1人につき1時間当たりの利用料金のうち400円（児童が複数いる場合の2人目以降は200円。）。ただし、児童数にかかわらず月8,000円まで）を、市が補助します。

○ 必要な手続きについて（次に掲げる順に手続きを行います。）

1 登録申請

- ① センター事業のおねがい会員登録を事前に行ってください。
- ② 高松市こども家庭課窓口又はオンラインで、ひとり親家庭等子育て支援事業の登録申請をしてください。
LoGoフォームによるオンライン申請は、右記の二次元コードからお願いします。

登録申請の際に必要なもの

- 高松市ひとり親家庭等子育て支援事業登録申請書（様式第1号）
- センター利用証の写し
- ひとり親等であることを確認できる書類等

（児童扶養手当及びひとり親医療を受給されていない場合は、戸籍謄本の写しが必要です。）

- ③ 申請内容について審査し、結果を文書でお知らせします。

2 交付申請

- ① 登録完了後、高松市こども家庭課窓口又は郵送で、書類を提出し、補助金の交付申請を行ってください。
交付申請の際に必要なもの（利用月ごとの早めの交付申請に、ご協力お願いします）
 - 高松市ひとり親家庭等子育て支援事業補助金交付申請書（様式第5号）
 - 請求書
 - センターが交付する援助活動報告書（原本）
- ② 申請内容について審査し、結果を文書でお知らせします。支給が決定しましたら、ご指定の金融機関に振り込みます。

○ 注意事項

- ・補助金の交付を受けるには、事前に、高松市こども家庭課での登録申請が必要です。
登録日（申請書受付日）以前の利用料補助はできませんので、予めご了承ください。
- ・センターでの援助活動利用料金は、一旦、全額お支払いください。

○ お問い合わせ・提出先

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

高松市こども家庭課 家庭支援係（本庁舎6階26番窓口）

電話：087-839-2353 FAX：087-839-2360

